

令和7年4月

選挙管理委員会

日時 令和7年4月25日（金）
午前10時30分
場所 佐賀市役所本庁7階
選挙管理委員会事務局

会 次 第

1 委員長あいさつ

2 議 事

- (1) 佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙における投票用紙の色について
- (2) 佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について
- (3) 公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿の登録について
- (4) 個人演説会等を開催できる公営施設の変更について
- (5) その他

3 報告事項

- (1) 九州都市選挙管理委員会連合会総会について
- (2) 全国市区選挙管理委員会連合会総会及び事務研究会について
- (3) その他

4 閉 会

【 議 事 】

1 佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙における投票用紙の色について

令和7年10月19日執行予定の佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙における投票用紙の色を公職選挙法第45条第2項及び佐賀市公職選挙法執行細則第3条の規定により、それぞれ次のとおり定める。

佐賀市長選挙の投票用紙の色	ピンク色
佐賀市議会議員選挙の投票用紙の色	あさぎ色

2 佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について

令和7年10月19日執行予定の佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について、公職選挙法第144条の2第8項及び佐賀市長及び佐賀市議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例施行規程第4条の規定により、それぞれ別紙1及び別紙2のとおり定める。

3 公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿の登録について

選挙人名簿の6月定時登録を行う日である6月1日が、地方公共団体の休日にあたる日曜日であるため、公職選挙法第22条第1項の規定に基づき、直後の地方公共団体の休日以外の日にあたる6月2日の月曜日に登録を行うことになる。

そのため、選挙人名簿の6月定時登録日を6月2日とする旨を別紙3のとおり告示する。

4 個人演説会等を開催できる公営施設の変更について

佐賀市には、公職選挙法第161条に基づく個人演説会等を開催できる公営施設が、1号施設（小・中学校及び公民館）80か所、2号施設（公会堂）6か所、3号施設（市が指定した施設）9か所の計95か所存在するが、久保田保健センターが児童センターとなるため個人演説会会場としては不向きな施設となること、また久保田老人福祉センターが令和7年4月より解体工事に入り、新たに施設を設けられる予定が無いことから、個人演説会公営施設の3号施設に指定のある久保田保健センター及び久保田老人福祉センターを別紙4のとおり削除する。

5 その他

【 報 告 事 項 】

1 九州都市選挙管理委員会連合会総会について

- (1) 日 程 令和7年5月15日(木)～16日(金)
- (2) 場 所 宮崎市民プラザ(宮崎県宮崎市)
- (3) 出席者 委員長、事務局長

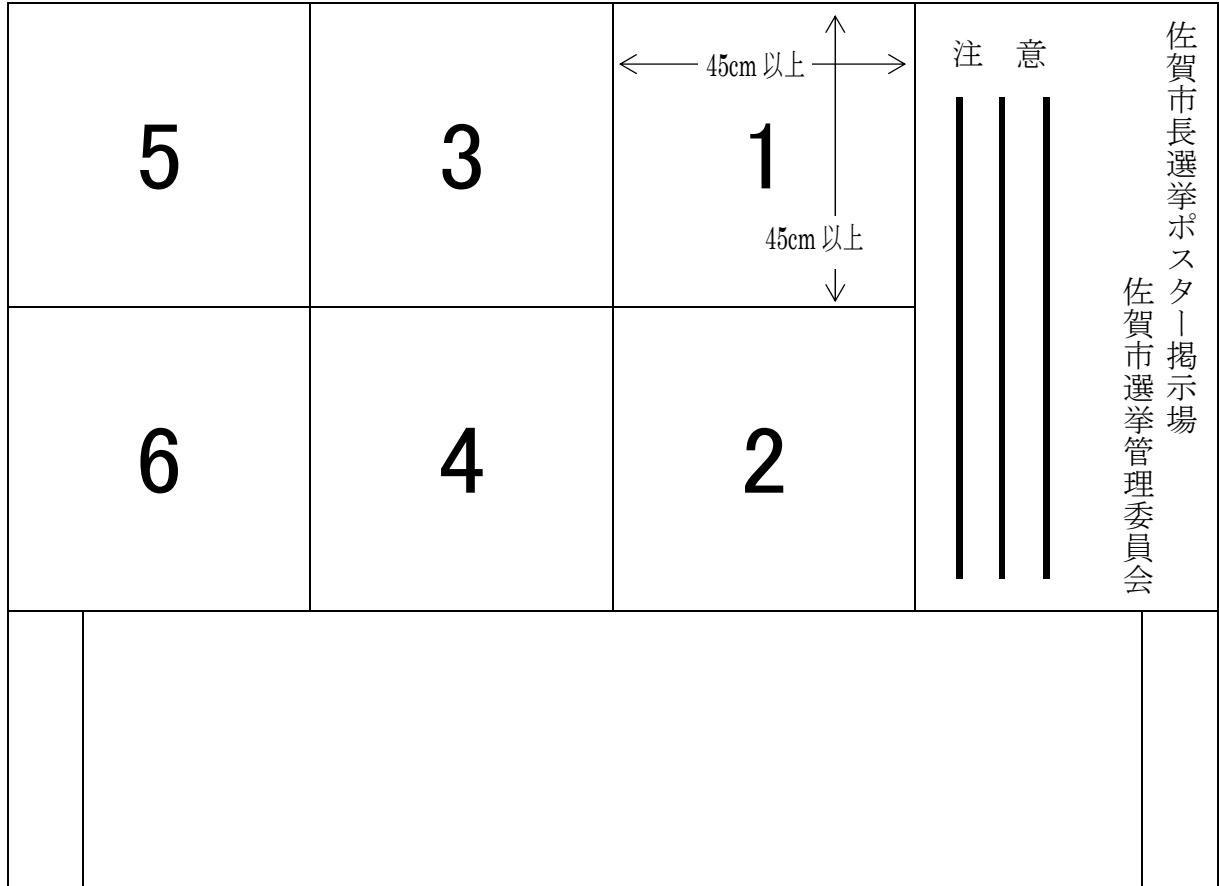
2 全国市区選挙管理委員会連合会総会及び事務研究会について

- (1) 日 程 令和7年5月22日(木)～23日(金)
- (2) 場 所 文京シビックホール(東京都文京区)
- (3) 出席者 亀井委員、副局長

3 その他

佐賀市長選挙におけるポスター掲示場の区画数について（案）

佐賀市長選挙において設置すべきポスター掲示場の区画は、6区画とする。



注意書は、次のとおりとする。

- この掲示場は、佐賀市長選挙候補者以外の方は使用できません。
- ポスターは、指定された区画に貼ってください。
- 掲示場を壊したり、ポスターを破ったりすると罰せられます。

- 備考
- 1 掲示板は、設置期間中の雨風に耐え得るものとする。
 - 2 区画を区分する線の幅は、1センチメートルから2センチメートルとする。
 - 3 既存の構造物を利用して掲示場を設置する場合は、脚を設けないことができる。

別紙 2

佐賀市議会議員選挙におけるポスター掲示場の区画数について（案）

佐賀市議会議員選挙において設置すべきポスター掲示場の区画は、52区画とする。

	49	45	41	37	33	29	25	21	17	13	9	5	1	注意 佐賀市議会議員選挙ポスター掲示場 佐賀市選挙管理委員会
	50	46	42	38	34	30	26	22	18	14	10	6	2	
	51	47	43	39	35	31	27	23	19	15	11	7	3	
	52	48	44	40	36	32	28	24	20	16	12	8	4	

注意書は、次のとおりとする。

- この掲示場は、佐賀市議会議員選挙候補者以外の方は使用できません。
- ポスターは、指定された区画に貼ってください。
- 掲示場を壊したり、ポスターを破ったりすると罰せられます。

- 備考
- 1 掲示板は、設置期間中の雨風に耐え得るものとする。
 - 2 区画を区分する線の幅は、1センチメートルから2センチメートルとする。
 - 3 既存の構造物を利用して掲示場を設置する場合は、脚を設けないことができる。

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、選挙人名簿の登録日を次のとおり定める。

令和7年4月25日

佐賀市選挙管理委員会
委員長 井上 和 弘

選挙人名簿の登録日

令和7年6月2日

公選法第161条第1項第3号の規定により指定する公営施設

変更前			変更後		
施設の名称	種別	所在地	施設の名称	種別	所在地
諸富文化体育館	アリーナ	諸富町大字諸富津52番地	諸富文化体育館	アリーナ	諸富町大字諸富津52番地
大和勤労者体育センター	体育室	大和町大字川上3294番地	大和勤労者体育センター	体育室	大和町大字川上3294番地
富士南部コミュニティセンター	研修室	富士町大字内野40番地2	富士南部コミュニティセンター	研修室	富士町大字内野40番地2
富士北部コミュニティセンター	研修室	富士町大字中原488番地1	富士北部コミュニティセンター	研修室	富士町大字中原488番地1
スポーツパーク川副	体育センター	川副町大字鹿江700番地	スポーツパーク川副	体育センター	川副町大字鹿江700番地
東与賀農村環境改善センター	大研修室	東与賀町大字田中425番地	東与賀農村環境改善センター	大研修室	東与賀町大字田中425番地
久保田農村環境改善センター	多目的ホール	久保田町大字新田3323番地3	久保田農村環境改善センター	多目的ホール	久保田町大字新田3323番地3
久保田保健センター	多目的ホール	久保田町大字新田3323番地			
久保田老人福祉センター	集會室	久保田町大字新田3323番地		(廃止)	

※久保田保健センターの児童センターへの所管替えにより個人演説会には不向きな施設となること、及び久保田老人福祉センターの解体のため施設の指定を廃止する。